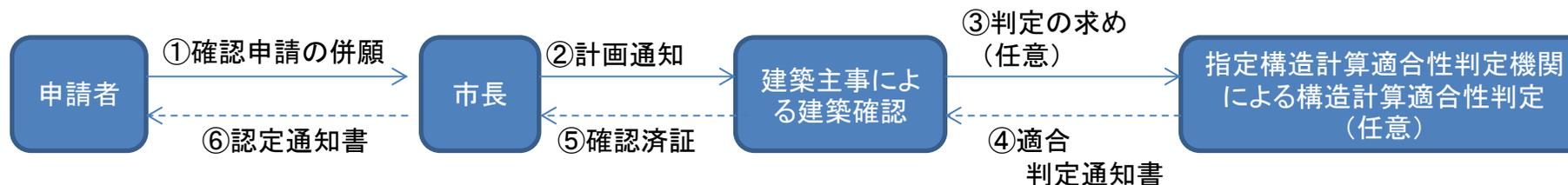


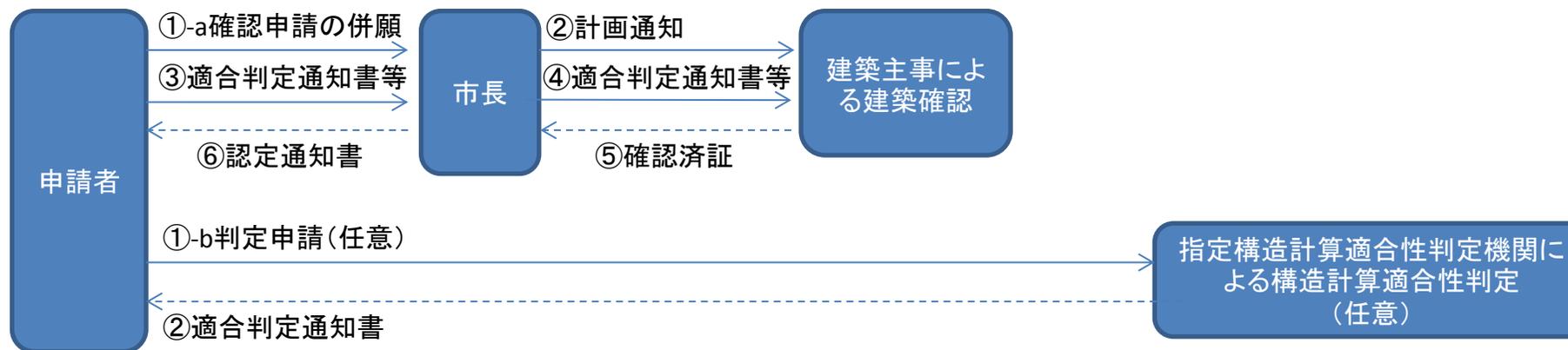
平成27年6月1日から構造計算適合性判定制度が改正されることに伴い、長期優良住宅認定申請、低炭素建築物認定申請及びバリアフリー法認定申請のそれぞれについて、確認申請を併願される場合で、構造計算適合性判定が必要な建築物の計画を含む場合においては、適合判定通知書又はその写し等の添付を求めるとします。

適用の時期：平成27年6月1日

平成27年5月31日以前に確認申請の併願をする場合



平成27年6月1日以降に確認申請の併願をする場合



※③適合判定通知書等は、長期優良住宅及び低炭素建築物等認定申請においては、省令に基づく所管行政庁が必要な図書として求める。バリアフリー法認定申請においては、任意の図書として求める。